

**女のしんぶんかながわ**  
 (は私・女の日・友愛を意味します)

2024年  
11月  
NO. 107

**女性会議神奈川県本部**  
 横浜市中区松影町2-7-21  
 TEL・FAX 045-662-8148

女性支援新法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）は2022年5月19日議員立法で成立し2024年4月より施行されました。これまでの女性支援の大きな柱であった売春防止法と女性支援新法の最も大きな違いはその目的です。売春防止法の目的は「売春を行うおそれのある女子（要保護女子）に対する補導処分および保護更生の措置を講じ、売春防止を図る。」というものでしたが、女性支援新法では「困難な問題を抱える女性の支援の施策を推進し、人権が尊重され、女性が安心してかつ自立して

暮らせるような社会実現に寄与する」となり、女性の福祉、人権尊重の視点が入りまし。売春防止法による婦人保護事業の3本柱は、女性自立支援施設・女性相談支援センター・女性相談支援員となり、「保護更生」ではなく女性自立支援事業の始まりといえます。

（婦人保護事業の歴史）  
 婦人保護事業の原点は娼娼運動（公娼制廃止）でした。1886年日本キリスト教婦人矯風会が設立され、初代会頭は矢島楯子です。1894年娼娼運動の拠点として「慈愛館」で少女達をかくまう女性支援が始まり、1900年救世軍により婦人救済所「東

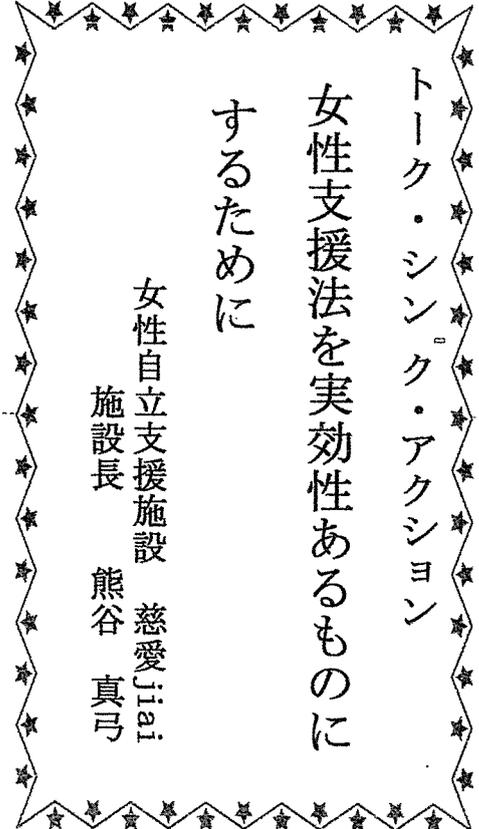
京婦人ホーム」が開設されました。矯風会と救世軍が娼娼運動の担い手として活動していきましたが、戦時下が続き運動が実るのは第二次大戦後のことになりました。

（売春防止法の成立）  
 売春防止法は1956年成立し1958年施行となりました。戦後10年経ってやっとできたものですが、この法律は第一章総則で「売春を行うおそれのある女子に対する補導処分及び保護更生の措置を講ずる」とあり、第二章刑事処分、第三章補導処分と片罰主義と批判も多かったのですが、「公娼制度」が禁止されたことが一定の成果と言えます。また「第四章保護更生」として婦人保護事業3本柱が明記されたこともまた一定の成果と言えます。その柱の一つが婦人相談所で都道府県は義務設置でした。二つ目の婦人相談員は「要保護女子につき、その発見に努め、必要な指導を行う」ことが職務であり、社会的人望があり「熱意と識見を持つている者」が委嘱されました。当初は「売春

はいけません」と指導はしますが、当事者に寄り添って相談を受けるといふことではなかったようです。三つ目の婦人保護施設は「要保護女子を収容保護するための施設」であり、都道府県の任意設置でした。

（売春防止法改正運動）  
 売春防止法の改正運動は婦人保護施設の現場や問題意識を共有する関係団体や議員さんを巻き込んで続けられてきました。大きな転機は2004年、東京都での「婦人保護施設のあり方を考える検討会」設置でした。ここでの実態調査から、婦人保護施設の在り方として「女性支援」ができる施設が必要となりました。そして2012年民主党政権下で、厚生労働省に「婦人保護事業等の課題に関する検討会」（戒能民江さん座長）が設置されました。これをきっかけに、2015年厚生労働省の中にできた「売春防止法改正実現プロジェクトチーム」の問題提起を受け、正式に2018年厚生労働省「困難な問題を抱える女性へ

女性自立支援施設 慈愛Jiai  
 施設長 熊谷 真弓



の支援のあり方に関する検討会」が設置されました。2019年にはこの検討会の「中間まとめ」において「売春防止法第4章の廃止」「婦人保護事業の見直しに関する新たな制度の基本的考え方」として新しい法律を作ることが明記されました。売春防止法から66年、途切れることのない運動、民間と公的機関と議員の力で2022年議員立法により新しい法律、女性支援新法が成立し、2024年4月施行となりました。

施行に先立ち2023年3月には国の基本方針が出され、民間団体の位置づけと連携体制の重要性が明記されました。2023年4月厚労省、社会・援護局内に「女性支援室」が開室されたことも画期的なことです。そして2024年3月までに都道府県基本計画策定が義務となりました。

### 〈女性支援新法の真髄〉

この法律の第1条は、その目的を「人権が尊重され、女性が安心して、自立して暮らせる社会の実現に寄与する」としています。そして第2条には定義として「困難な問題を抱える女性」とは、「性的な被害」が第1番に入っています。DV防止法にもなかった「性

的な被害」が明記されたことは画期的なことと言えます。さらに第3条、基本理念の3項には「人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とする」とあり、法律に「男女平等」が入ったのも初めての事です。そして女性自立支援事業の3本柱、女性自立支援施設・女性相談支援センター・女性相談支援員に加えて民間団体との協働による支援と補助について条文化されました。これらは理念ですが、明記され文章化されていることは強いので、この理念をしつかりと今後の運動に役立てることが大切です。

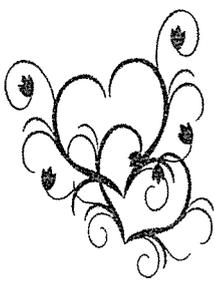
### 〈実効性あるものに〉

女性支援新法を実効あるものにするためには、現実の生活の場に即した具体的計画として、市町村に基本計画の策定を求め、それを実現するための予算化が必要です。当事者が望む支援を届けるための運動にとって根拠法は大きな力になります。また当事者にとって最も身近な窓口としての女性相談支援員を市町村に必ず配置していたきたい。さらに女性自立支援事業3本柱と民間団体とのネットワークが必要で、女性支援の民間団体だけでなく、地域の生活支援や

住宅支援、労働支援など様々な民間団体の活動に女性支援の視点を広げていくことが重要です。3年後の見直しに向けて、女性自立支援施設の義務設置、女性支援相談員を常勤の義務設置にすることなど、国に要望していくことが必要です。

またセクシャル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (SRHR) を3年後には入れたいと思っています。世界的には常識となっていますが日本ではまだ文部科学省の学習指導要領にも載っていません。性教育という狭いものではなく人権教育の一環として推進したいと思っています。

女性支援新法の見直しとともに「売春防止法」第1章第2章の改正も必要です。すべての人の人権が守られる社会の構築をめざし、女性支援新法を生かしていきましょう。



熊谷さんの講演後、会場から婦人相談員として非常勤で働いていた人の身分の安定を訴える発言がありました。

女性支援法が女性の困難を生活面・社会面に広げたことで、支援対象が多様で幅広くなりました。また、当事者目線ということが強調されたことで、支援を必要とする人にその人が望む支援を届けることができるようになりました。運動にとって根拠法があるということは、大きな力になります。女性に特化したこの法律の特性を生かし、独自の計画を市町村に要求していくことも、今後の課題になります。

神奈川県本部ではこれまで、労働部会・ジェンダー部会で条文の読み合わせや県へのパブリックコメントの対応に取り組んできました。今後は県への要望に向けてとりくんでいきます。

## 横浜市への要請

芝崎 麻紀子

### 閉鎖的な市庁舎

8月9日横浜ブロックは「中学校給食」と「レシ活」について横浜市への要請を行いました。林前市長の時代に桜木町駅近くに移転した新庁舎は入口にゲートがあり出入りには通行証が必要となつています。執務室の扉には窓がなく鍵がかかっている。扉の中の様子を窺うことはできません。また部屋の表示が扉についているため、そばまで行かなければ確認できません。新庁舎は市民を拒絶するような閉鎖的な建物になっていると感じました。昨年、オープンした川崎市役所の開かれた庁舎とは対照的です。

### 温かい給食・食の安全を求めて

「中学給食」の担当は横浜市教育委員会健康教育・食育課給食係です。係長と職員が対応してくれました。要請の内容は①横浜市が導入しようとしている全校一斉のデリバリー方式で

はなく、自校方式・親子方式・兄弟方式・ミックス方式などを検討し実施できるところから順次導入すること

### ②学校給食の無償化

③小学校給食の民間委託についての歯止め

④遺伝子組み換え食品やゲノム編集食品を紛れ込ませないことの4点でした。

対応した係長はデリバリー方式での準備を進めていると市の方針を説明しました。川崎市がセンター方式・自校方式を導入しているのと比べると検討の十分さを感じます。今は回答文書を待っている状況です。

### 委託事業と個人情報保護

「レシ活関連の個人情報保護を求める要望」の担当は経済局商業振興課です。

「レシ活」とはコロナ禍での生活支援策として導入した委託事業で、アプリや郵送でレシートを送ればポイントや現金が受け取れる仕組みのことです。ポイントに期限があり失効分が業者の利益になるという問題が発覚しましたが、私たちは膨大に集められたレシートの個人情報保護について取り上げました。商業振興課は最上階の31階にあり、

まさに横浜市政のエンジンルームかと思わせる感がありました。担当係長の対応は丁寧で約束の日に回答が届きました。

### 要望内容は、①委託契約した

民間会社の個人情報取り扱いについて、社員への研修・収集した個人情報の取り扱い保管状況（電子・紙）・または個人情報

の廃棄方法を明らかにすること

②委託業者に対して横浜市としてどのような確認を行ったのか

③集積されたレシートの安易な利活用をしないことの3点です。

### 委託事業での問題点

私たちが個人情報保護を取り上げたのは、デジタル庁関連法を受けて横浜市が個人情報保護条例の全部改定を行い、本人同意の原則を削除し、「経済活動への利活用」を明記したことに危惧を覚えたからです。回答からは委託業者は「個人情報保護に関する誓約書」「研修実施報告書」を提出したこと、「委託業務仕様書」に「無断で第三者に開示しないこと」が書いてあることなどが分かりました。しかしアプリ版の個人情報については、契約にかかれていないため保管・廃棄について現地確

認はしていないということ。また、アプリ版事業では再委託があつたこと、郵送版事業のレシートは業者から返却されて横浜市が保管しているということが回答書に書かれていました。今後の課題として再委託業者の公開、市保管のレシートの廃棄などがあげられます。

### 市民の街横浜へ

今回の要請に先立ち、横浜市の税収と予算配分について2回の学習会を開催しました。東京・川崎に比べて保育・学童保育・中学給食などが遅れているのは、大企業誘致の大型事業に多くの市税をつぎ込んできたからだといふことが分かりました。横浜市の税収のほとんどが市民の個人税であるにもかかわらず、それを大企業のためのインフラ整備に長年使ってきたわけです。これからは市民生活のインフラ整備に力を入れるよう横浜市に要請していかねばなりません。



思うこと

我が家のお米問題

山田 美智子

最近、世間でお米不足が話題になったが我が家では40年近く農家と予約購入しているの、とんとお米不足とは縁がなく過ぎてきた。有機栽培に農家が切り替えたきっかけは、水田で死んでいるシラサギを見てこれは人にとっても農薬が危険だ、という事で有機農業にかえササニシキを栽培してきたという。しかし耕作地の大部分はあきたこまちで最小限の農薬は使っているとの事で我が家ではササニシキを予約購入してきた。

今年7月に、久しぶりに家族で白神山地・不老不死温泉に行く途中で我が家で食べているお米の水田を見学でき、お話を聞くことが出来た。

昨今の夏の猛暑で、草取りを手伝ってくれていた婦人たちも高齢となり「もう手伝えない」と、更に農場主の夫が早くに亡

くなり女手で息子夫婦と共に農作業を担ってきたご本人が、やはり熱中症で倒れた経験から、もう無理という事であきたこまちと同じ栽培法になってしまったと聞きビックリした。どうしよう：我が家のお米問題。息子はそのまま継続をしようが、悩んだすえ愛媛の柑橘の農業グループが農薬ではなく合鴨に雑草を食べてもらい糞は肥料となる循環型の合鴨農法で米作りを行っているというので、その有機栽培のお米に頼ってみる事にした。秋田県は「あきたこまちR」も「あきたこまち」もすべて「あきたこまち」と表示するというから消費者は選べなくなる。

#### 放射線育種米の背景

今、秋田では人体に有害なカドミウムを土壌中からほとんど吸収しないよう遺伝子操作した放射線育種米「あきたこまちR」と舵を切ろうとしている。

OKシードプロジェクトの印鑑（いんやく）さんは重イオンビームによる放射線育種米が問題になっている背景は日本の銅・亜

鉛鉱山開発や産業利用によるカドミウム汚染の歴史的経緯があると指摘している。体内に入ると腎臓を悪くしてしまう、その最大の健康被害が富山県の神通川流域で起きた公害「イタイイタイ病」だ。体内に入るとカルシウムが吸収できなくなり骨もでたという。カドミウムの除去に神通川流域では埋め込み客土工法で大幅に汚染が改善されたが、秋田やそのほかでは上乘せ客土法で対策が取られその層がかなり薄く植物の根がカドミウムを吸い上げてしまう危険が高いという。そこで出てきた放射線育種米であるが、それを利用したのは中国、日本、インドと少なくアメリカは使われていないし、ほとんどの国が施設を閉鎖しているという。

日本では富国強兵で兵器生産のため鉱山を総て国有化し、鉄砲の弾を作るには銅や亜鉛が必要だが、カドミウムは不必要という事で河川に捨てられ河川が汚染された。アメリカでは戦後、カドミウムは危険だということ

で使われなくなったが、日本の鉱山は戦後民間に払い下げられ乾電池製造などにカドミウムを使い続けているという。

遺伝子組み換え食品とかゲノム編集とか、重イオンビームによる放射線育種米であるとかという表示が消えていき消費者の選ぶ権利が侵害されだしていることが怖い。食の安全をテーマに水環境石けん部会で学習した内容がこんなに身近な問題となっていることにビックリです。

### 女のしんぶん

女性のための、女性の手による新聞！  
購読しませんか

発行：月2回（10日・25日）

購読料：月400円（送料別 126円）

申し込み先：ノ女性会議神奈川本部

TEL&FAX 045-662-8148